

千葉県 流山市の取り組み

1 移行のねらい

取り組みの背景

流山市では、2025 年には、高齢者人口が 48,800 人（2014 年比+9,300 人）となり、高齢化率は 26.7%、4 人に 1 人が高齢者となる見込みである。特に、市内の北部地域の高齢化率は、30%を超えると見込んでいる。こうした‘高齢者が中心のまち’となっても、まちの活力を維持しつつ、一方で成熟さが感じられるようなまちとするために、そして、高齢者がいきいきと暮らし、人生でもう一度輝くことができるまちとするためにはどうあるべきかを市民とともに追及し、実践していくことが必要ではないかと考えていた。

もともと、第 5 期介護保険事業計画において、旧総合事業を平成 26 年度に導入すると位置づけていた。それは、介護支援サポーター事業（いわゆる介護支援ボランティアポイント制度）をメインとし、一般介護予防事業を充実化した内容とする予定であった。しかし、制度改正により旧総合事業が見直されることとなったため、その導入時期を先延ばししようということになったのである。

では、いつから導入するのか？こうした経緯もあって当初は、‘漠然’と平成 27 年度としていた。だが、いま思い起せば、漠然を瞭然に変えたのは地域で出合った偶然だったのではないかと考えている。それは、平成 26 年の春頃、「総合事業に利用できるものはないか」と地域を回っていたところ、それまでは何気ない存在でしかなかった「高齢者ふれあいの家」で、活動する高齢者と語り合ううちに、こうした居場所や笑顔を増やす地域づくりを進めることが、流山市の特性を活かした取り組みではないかと考えるようになったのだ。また、同時期に、NPO 法人、生協などの事業者の中から、「何とかしよう」、「いっしょにやろう」という声をかけていただいた。

こうした、地域のキラキラ光る資源を活かして 2025 年対応のまちづくりを総合事業を活用して進めていくのには、あと 10 年しかない。まちづくりには大変時間がかかる。それならば、一刻も早く、着手することが住民のためになることであると考えに至り、平成 27 年 4 月の導入を決意したのである。

地域の状況(高齢者データ、地域資源データ)

面積	35.28 km ²	
総人口	174,762 人	27 年 10 月 1 日時点
高齢者人口	41,785 人 (23.9%)	32 年度 47,900 人 (26.5%)、37 年度 48,800 人 (26.7%)
後期高齢者人口	17,796 人	32 年度 23,900 人、37 年度 29,400 人
世帯数	74,196 世帯	27 年 10 月 1 日時点
高齢者世帯の状況	ひとり暮らし世帯：7,970 世帯、高齢者のみ世帯：8,871 世帯	
認定者数		
介護保険料	第 6 期：年額 59,700 円（月額 4,989 円）、第 5 期：年額 55,000 円（月額 4,590 円）	
日常生活圏域	4 圏域	
地域包括支援センター	4 箇所（全て委託）	
介護保険事業者の状況	訪問型サービス事業所（みなし事業所：37 事業所、サービス A：4 事業所） 通所型サービス事業所（みなし事業所：50 事業所） 27 年 12 月 1 日時点	

2 総合事業への移行に向けたスケジュールと取り組みの概要

スケジュール

【～移行まで】

- ①地域包括支援センターの協力により介護予防訪問介護の利用実態と地域の社会資源の状況を把握（26年5月）
- ②地域に飛び出せ！第1弾（26年5月～6月）
～NPO法人等に総合事業への参画を働きかけ～
- ③地域に飛び出せ！第2弾（26年6月～8月）
～訪問対象を高齢者の溜まり場に広げて現場の状況を把握～
- ④現場の情報収集結果に基づき総合事業の基本設計と準備スケジュールを確定（26年8月）
- ⑤地域に飛び出せ！第3弾（26年10月～27年3月）
～高齢者ふれあいの家に重度化防止推進員を派遣しモデル的事業を実施～
- ⑥地域に飛び出せ！番外編（通年）
～自治会・老人会等での出前講座で総合事業をPR～
- ⑦事業開始に向けたITシステムの構築、基準、要綱づくりなど諸準備事務、地域包括支援センターとの打ち合わせ、事業者・市民等への周知（26年10月～27年3月）

新しい総合事業に移行（平成27年4月）

【移行後～平成27年12月末現在】

- ①住民説明会、広報特集号の発行等総合事業の周知
～地域別説明会（27年7月）、広報特集号発行（27年6月）～
- ②第1層（全市域）生活支援コーディネーターの委嘱（27年4月）
- ③（主に訪問型サービスAの）担い手養成研修の実施
～28年1月末時点で資格を有しない者で修了者40名～
（27年5月、7月、10月、1月、3月の計5回）
- ④訪問型サービスAの事業者指定 ～27年12月までに4事業者を指定～
- ⑤地域介護予防活動支援事業を活用し高齢者いきがいの家、自治会館等で介護予防拠点への移行を目指して重度化防止推進員による介護予防教室を実施（通年）
- ⑥第1層協議体の参加予定団体による勉強会の開催（27年9月・10月）、住民の動機づけを目的とした市民フォーラムの開催（さわやか福祉財団主催・市後援による。27年12月）

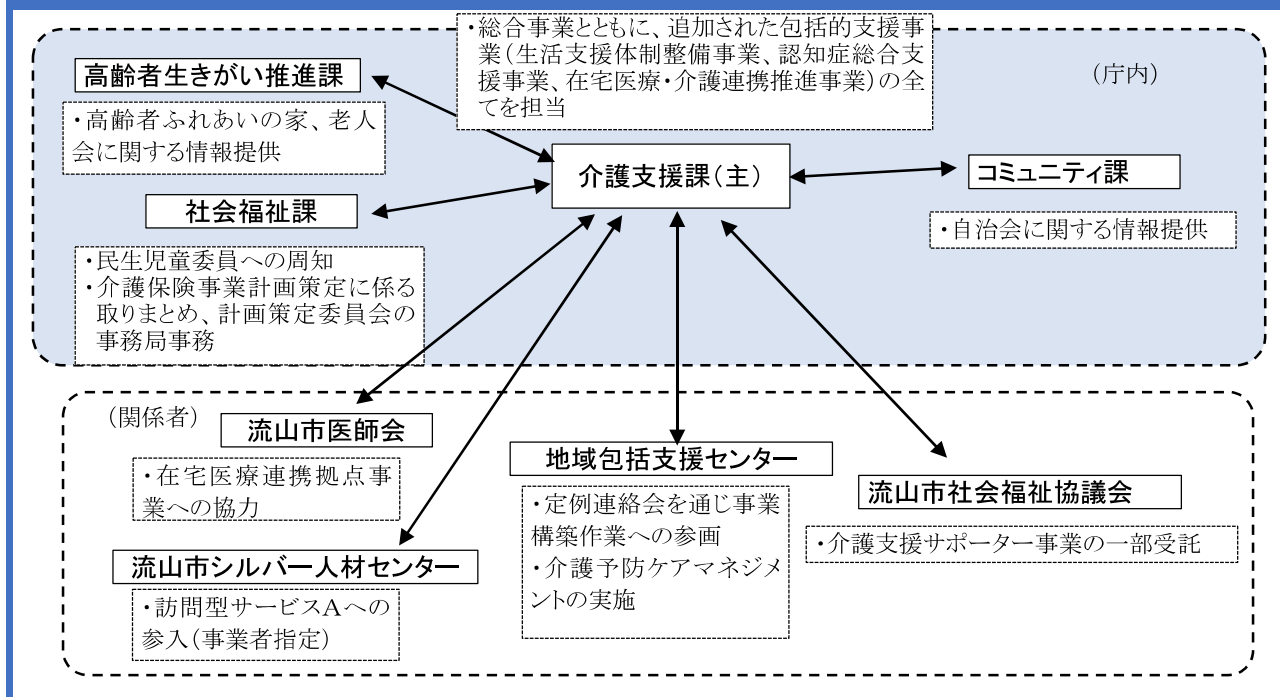
総合事業への移行までの取り組み概要

住民参加型の多様なサービス主体を創るとともに、一般介護予防事業の充実化により地域全体を元気にする取り組みを実施していく。また、既存の資源を活用していくことを基本的な考え方に据えて準備作業を進めていった。

手法としては、「現場主義」を旨とした。準備段階前半では、現場で見て聴いた内容を取り組みに活かしていき、準備段階中盤では、「地域に飛び出せ作戦」を敢行し、その後のサービスAの事業者指定や高齢者ふれあいの家での介護予防教室の試行的実施に結び付けていった。そして準備段階終盤は、システムや予算・要綱づくりなど事務的作業を中心に進めていった。

3 移行プロセスにおける主な取り組み

実施体制



主な取り組み内容等

(1) 介護予防訪問介護の利用実態と、地域の社会資源の状況を把握

要支援1・2の介護予防訪問介護の利用実態と、地域の社会資源の状況について把握するため、地域包括支援センターにアンケート調査（26年3月実績分）を実施した。

【発生した課題と対応策】

- 介護予防訪問介護を地域支援事業に移行して実施するに当たり、どのようなサービス内容として受け皿を整備したらよいかイメージすることが難しく、また、介護予防通所介護の代替えとなるような地域の住民活動として、どのようなものがあるのか市としてほとんど把握できていなかったため、これらの状況把握を行う必要があると考えた。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- 地域の情報を最も良く知る地域包括支援センターの力を借りることとした。また、今後の方向性をイメージすれば良いと考えたため、地域包括支援センターの負担を考慮し、必要最小限のデータを用意してもらうこととした。

【取り組みの成果】

- 介護予防訪問介護の約9割が生活援助のみの利用であることが判った。また、そのほとんどが、掃除、買い物、調理、洗濯のいずれかのサービス支援（組み合わせた利用含む）を受けており、こうした家事援助の担い手となる住民参加型のサービス主体の構築を働きかければよいと捉えることができた。
- 介護予防通所介護の受け皿となるような資源は見つけられなかったが、地域では様々な運動、サークル、趣味等の活動が想像以上に展開されていることを知る事ができた。こうした情報が、必要

としている人につながるようにシステムを構築するだけで住民活動がさらに活発化していくのではないかと期待することができた。

(2)地域に飛び出せ！第1弾 ～NPO法人等に総合事業への参画を働きかけ～

住民参加型のサービス主体を立ち上げていくには、NPO法人など住民参加による活動を行っている主体や地域貢献意欲が高い生活協同組合などに働きかけてはどうかと考えた。数箇所の団体や法人に、直接出向き、総合事業の意義と介護予防訪問介護の受け皿となる住民参加型のサービスの立ち上げに関し意見交換を行った。

【発生した課題と対応策】

- ・総合事業について現場の人たちはどう捉えどう対応しようとしているのかなど、現場の動向や雰囲気は掴めなかったため、どのような段取りとペースで事業主体の多様化を進めていくかロードマップが描けない状況でいた。よって、既に住民参加による活動を行っているNPO法人などに総合事業の内容と市の考えを伝え、事業への参画を促すこととした。

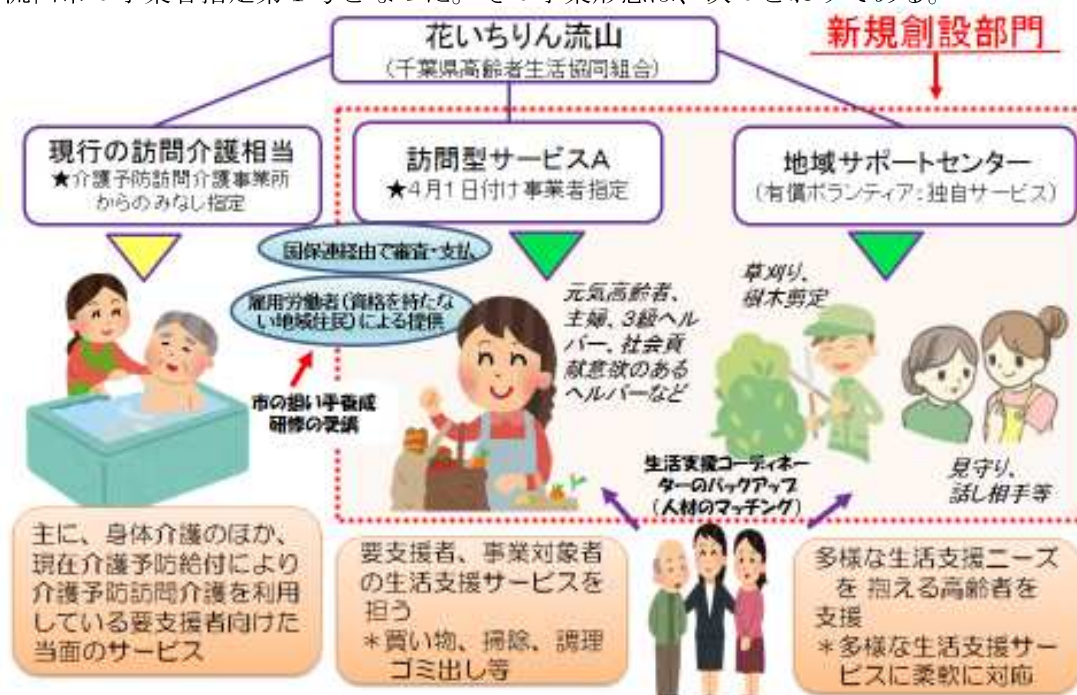
【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・この時点でガイドライン（案）は示されていなかったため、提示した総合事業の設計図は、簡単な青写真程度にとどめた。よって、言葉で総合事業の必要性和2025年に向けたまちづくりへの想いを訴えることにした。相手方の意欲、興味を引き出すことを念頭に置いた。また、市の本気度を伝えるためには、担当者とともに、私（介護支援課長）が足を運んで語りかけたことが必要だと考えた。

【取り組みの成果】

- ・複数の法人から「いっしょに研究していこう」などと前向きな声をいただくことができた。
- ・生活協同組合と流山市シルバー人材センターからは、住民参加型サービスの立ち上げに向けて準備していくという対応が得られた。7月のガイドライン（案）の公表後は、情報交換をしつつ個別協議を進めていった。

- * このとき参画意欲を示した生活協同組合が、平成27年4月1日付けで訪問型サービスAとして流山市の事業者指定第1号となった。その事業形態は、次のとおりである。



引用) Vision と戦略 (保健・医療・福祉サービス研究会) 2015 年 11 月号

- ＊ この生活協同組合は、制度改正後は、みなし指定により現行相当の訪問介護を提供することになる事業者であった。そこに一体型として、人員基準を緩和した訪問型サービスA部門を立ち上げたのである。また、現行相当の事業者であることを活かし、その従業者の一部がサービスA部門と兼務することとし、資格を有しない従業者の教育係の役割を果たすこととした。さらに特筆すべきは、有償ボランティア部門を同時に立ち上げたことである。このことにより、身体介護→現行相当の従業者、生活援助→サービスAの担い手、草刈り・話し相手などその他のニーズ→有償ボランティア部門の担い手と、要支援認定者等のニーズに一つの事業所で全て完結させることが可能ということである。利用者にとってみれば、馴染みの事業所から全てのサービス提供が受けられる安心感が得られることになる。いわばちょっとしたビジネスモデルとも言えるであろう。

(3)地域に飛び出せ！第2弾 ～訪問先を高齢者の溜まり場などに広げて現場の状況を把握～

介護予防通所介護の受け皿となるような資源を見つけることが目的であったが、高齢者が集まる場所に出かけて現状を把握することとした。

【発生した課題と対応策】

- ・(2)のとおり、平成26年5～6月にかけてのNPO等への訪問で、介護予防訪問介護の受け皿づくりには、明るい兆しが見えてきたが、介護予防通所介護の受け皿をどうするかという課題の検討はほとんど進んでいなかった。よって、高齢者が集う場所（以下の高齢者ふれあいの家、地区社会福祉協議会のサロン活動など）の状況を把握することとした。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・部内の高齢者生きがい推進課が所管する『高齢者ふれあいの家』については、それまで‘高齢者が集まって茶話会などを行っているところ’というイメージしかなかったが、通所介護の受け皿となる可能性についてとにかく何箇所か訪問し詳しく状況を見て聴いてこようということになった。
- ・活動（趣味の講座や茶話会など）が行われているときに出向き、そこに集う人たちと意見を交わすことが大事だと捉えて訪問した。

【取り組みの成果】

- ・高齢者ふれあいの家に集う高齢者の何ともイキイキとした表情に感激！こうした集いの場の素晴らしさを再発見した。キラリと光る資源がこんな身近にあったということに気付かされた。
- ・流山市の「地域の特性を活かした」総合事業の要はコレだ、と発想。ここに、高齢者の介護予防の拠点としての味付けを総合事業を活用して行っていこう、そしてこうした拠点を地域にきめ細かく配置し、高齢者が歩いて行ける範囲にあるくらいまで拡大していこうと構想した。
- ・こうした既にある資源について総合事業を活用してさらに発展させていくという展開の仕方に気づき、ここまでは「総合事業のために何を準備するか」という考えであったが、「総合事業を活用して何をしていくか ⇒ それは将来に向けたまちづくりである」という発想に転換した。まさに、ターニング・ポイントになったのである。

(4)地域に飛び出せ！第3弾 ～高齢者ふれあいの家でモデル的事業の実施～

この頃、千葉県主催の養成研修を修了した重度化防止推進員（体操等の介護予防指導に関する知識・技能の習得を目指した講習会を修了した者）が18名おり、当初は公民館や福祉会館で地域の高齢者を集めて実施する介護予防教室（年間数回単発的に実施）の指導者として活用を検討していたが、現行の一般介護予防事業を活用して推進員を高齢者ふれあいの家に継続的に派遣し、同所を介護予防拠点に発展させることができるかどうか検討・検証するためのモデル的事業をスタートさせた。

【発生した課題と対応策】

- ・高齢者ふれあいの家では、自主的に運動教室など介護予防の取り組みを行っているところもあるが、‘お楽しみ会’のような活動に留まっているところもあった。そうしたところにどのような働きかけを行えば介護予防の大切さに気づき、主体的に取り組めるようになるかを検討する必要があった。
- ・重度化防止推進員は、スポーツコミュニティリーダーの経験者も含まれているが、一般市民であり、こうした者が高齢者を対象とした介護予防教室の指導者となれるのかどうか実際に行って検証する必要があった。
- ・重度化防止推進員の活動先として高齢者ふれあいの家を結びつけ、市民（推進員）が市民（地域の高齢者）に介護予防指導を行うことができるかどうか、その効果はどうかを検証することとした。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・介護支援課保健師と重度化防止推進員が協働で、介護予防教室で行うメニューを開発。体操の前後でコミュニケーションを楽しんだり、脳トレや軽く体を動かしながらのゲームなど 60 分～90 分のプログラムで構成するものとなった。また、重度化防止推進員という名称については、親しみやすいものとして「ながいき応援団」とした。
- ・すべてのふれあいの家を直接訪問して開催を呼びかけた。
- ・やり方として、「住民の皆さんが主催です」というスタイルを貫き、将来的に自主的な介護予防教室の開催に導いていく。
- ・多くの人に継続して行ってもらうためには、プログラムに「楽しさ」も実感できなくてはならないと考えた。市民に馴染みの「流山市民の歌」に合わせて身体を動かす「ながいき体操」をながいき応援団メンバーの考案で取り入れて行うことにした。

【取り組みの成果】

- ・「ながいき体操」は介護予防教室で大変好評を得ている。
- ・体操だけではなく、会話を楽しんだり、脳トレを取り入れた「楽しむ」ことも目標としたことで、徐々に参加者が減ってしまうということはなく推移してきている。
- ・参加者が継続して取り組むことができる。ながいき応援団が介護予防指導者として活動できるということが確認できたことから、平成 27 年 4 月からの総合事業導入後は、地域介護予防活動支援事業を活用して本格実施していくこととした。

（５）地域に飛び出せ！番外編（通年）～自治会・老人会等での出前講座で総合事業をPR～

市職員が講師となって行政に係る制度や事業を地域に出向いて講演する‘出前講座’を積極的に引き受け、地域住民に総合事業のスタートをPRした。

【発生した課題と対応策】

- ・総合事業の導入を高齢者等地域住民に浸透させていく必要があった。
- ・総合事業導入後は、サービスAなど住民参加型の事業主体に元気な高齢者を中心として住民が担い手として積極的に参加していただく必要がある。
- ・地域住民の啓発は、公民館等の大きな会場に集めて説明する方法と、自治会、老人会単位で‘膝を付け合せて’行う方法がある。後者は、総合事業の内容だけではなく、熱意がより伝わりやすいと考えて積極的に地域に出向くことにした。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・介護保険制度改正の目指すもの、流山市が目指す 2025 年のイメージ、第 6 期計画の内容をわかりやすく伝えるよう努め、住民との間に意識の共有化を図るよう目指した。

【取り組みの成果】

- ・平成 26 年度 10 件の出前講座を実施した結果、2 箇所の自治会から「ここに来て（介護予防教室を）開催してほしい」と希望をもらった。

4 総合事業の概要

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
種別	訪問介護	訪問型サービスA
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用している要支援認定者で、地域包括支援センターによるアセスメントを通じ利用継続が必要と認められたケース	新たに要支援認定を受けた者及び事業対象者で、地域包括支援センターによるアセスメントを通じ利用が必要と認められたケースを中心。
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	流山市現行の指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱	流山市指定訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
サービス提供者	訪問介護員	訪問介護員、市の担い手養成研修を修了した者で指定事業者に雇用された者（生協、NPO法人、シルバー人材センター等）
費用	国の介護報酬と同額（加算含む）。1か月単位の包括報酬	30分以上1時間未満200単位（1単位＝10円）。加算はなし。

基準	多様なサービス	多様なサービス（※）
種別	訪問型サービスC	住民主体による支援
内容	市の保健師等が利用者の居宅を訪問して、必要な相談、指導等を実施	生活援助、ゴミ出し、草刈り、話し相手等
対象者とサービス提供の考え方	要支援認定者等のうち地域包括支援センターのアセスメントにより、閉じこもりに対する支援が必要と認められたケースを中心	（NPO法人）
実施方法	直接実施	要支援認定者等のほか、生活支援ニーズを抱えるケースを幅広く支援。地域包括支援センターによるアセスメントを通じて利用するほか、利用者が任意に利用することも可能
基準	流山市総合事業実施要綱	NPO法人の活動として実施
サービス提供者	市の保健師等	—
費用	なし	NPO法人

基準	現行の通所介護相当
種別	通所介護①
内容	通所介護と同様のサービス内容
対象者とサービス提供の考え方	要支援認定者等で、地域包括支援センターによるアセスメントを通じ利用継続が必要と認められたケース
実施方法	事業者指定
基準	流山市現行の指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱
サービス提供者	通所介護事業者の従業者
費用	国の介護報酬と同額（加算含む）

（※）市としてサービスBに位置付けているものではなく、インフォーマルサービスであるが、住民主体のサービスであることからここで整理したもの

【1自治体1サービス自慢】

～ながいき応援団の派遣で市民による手作り感覚の介護予防の場づくり～

総合事業では、要支援認定者等の受け皿となる多様なサービス主体の構築がとくに注目されがちであるが、流山市は、一般介護予防を活用した介護予防のまちづくりこそが総合事業で最も重点を置くべき取り組みであり、流山市らしい地域特性が発揮できるものと捉えている。

前掲のとおり、地域の高齢者の集いの場である「高齢者ふれあいの家」に「ながいき応援団」を派遣し介護予防教室を地域介護予防活動支援事業を活用して展開している。これを徐々に市内に107箇所ある自治会館などに拡大し、高齢者が地域の身近な場所で介護予防に参加できる仕組みとなるよう発展させていく計画である。

介護予防教室で指導者となる「ながいき応援団」のメンバーは、千葉県の実成研修を修了した一般市民である。

3年間でメンバーは25人に増えている。もちろん、3日間の養成研修を修了しただけでは、地域で教室を開催し指導役を務めることは難しい。したがって、県の養成研修修了後、市職員（保健師）と、既に地域で活動するながいき応援団メンバーにより、介護予防教室での指導法をレクチャーする

機会を設けている。さらに、新人メンバーが先輩メンバーに同行して実地で学ぶ機会を数か月設け、ながいき応援団として活躍するよう育成している。

右側のプログラムは、ながいき応援団メンバーが主体となって創り上げたものだ。この中の「ながいき体操」は、流山市民の歌に合わせて身体を動かすもので、楽しみながら体を動かす習慣を身に付けてほしいというねらいである。

参加者からは、「ながいき体操は年齢を問わずゆっくりとした体操で誰にでもできる体操だと思う」、「一人ではできないがふれあいの家で皆と集まってやれば体も心も優しくほぐれていいね」という声をいただいております、多くの高齢者が楽しみながら継続して参加するという基本目標は達成しつつある。

元気で意欲のある市民がアイデアを凝らし、地域の高齢者を元気にしていく取り組みを展開する。専門職を投入し、効果の高いプログラムを提供することも必要だが、一方では、こうした市民が中心となった手作りの介護予防の取り組みは、「また次回も楽しみにしているよ」という喜び溢れ、大変魅力あるものとなっている。

～ながいき応援団プログラム(例)～

流山市民の歌うたってみよう

～5分～

体操前のストレッチ ～5分～

流山市民の歌にあわせて、..

「ながいき体操」 ～30分～

楽しく介護予防

～20分～

・脳トレクイズ

・指先対応

・じゃんけんゲーム

・健口体操

・リズム体操

・筋トレ

*いくつかを組み合わせ実施

終わりのストレッチ ～5分～



高齢者ふれあいの家での「ながいき応援団」による介護予防教室の様子
(中央)

5 総合事業の充実に向けた主な取り組み(移行後～現在)

主な取り組み内容等

(1)ながいき応援団の派遣事業の展開と新たな派遣先を発掘し介護予防拠点を増やす取り組み

すでに平成 26 年度中からスタートしたながいき応援団の派遣事業について、平成 27 年 4 月からは地域介護予防活動支援事業を活用して積極的に派遣し、地域における介護予防教室の実施を進めた。また並行して、ながいき応援団の派遣先を「高齢者ふれあいの家」以外にも拡大し、20 箇所を目標として、地域に働きかけを行った。

【発生した課題と対応策】

- ・新たな派遣先として期待していたのが自治会であった。自治会が自ら主催する場合もあるが、自治会を通じ老人会や自治会内の高齢者グループにつながることもできるのではないかと考えたからである。そこで、平成 26 年 5 月に開催された自治会長研修会で「ながいき体操」の実演を交え呼び掛けを行った。
- ・しかし、その後反応があったのは数自治会しかなく、定期的にながいき応援団を派遣して介護予防教室を開催する拠点数は前年度の 5 箇所から 12 箇所へと 7 箇所の増加にとどまっている。
- ・大きな会場で全自治会を対象とした働きかけでは伝わらないものがあつたのではないかと考えた。もっと膝を付け合せて、こちら側の息づかいが感じられるくらい小さな集まりで働きかける方が効果的ではなかったかと反省した。今後は、地域に入り込んで「やってみたい」という興味を引き出して 1 箇所ずつ地道に増やしていくこととした。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・一度お試して教室を開催させてもらおうと「また来てほしい」とリクエストをいただくが、地域の高齢者が集まる機会を捉え、ながいき応援団の受け入れにつなぐまでが難しい。
- ・ながいき応援団メンバーとともに訪問し、ながいき体操などを実際に体験してもらうようにしている。

【取り組みの成果】

- ・ながいき応援団の派遣に係る平成 27 年 4 月から 10 月までの実績は、81 箇所に対し延べ 103 人のながいき応援団を派遣し、参加者は延べ 1,281 名となっている。
- ・ながいき応援団の特徴は、市民がリーダーとなって市民を指導することである。ながいき応援団メンバーにとっても、地域での出番となり、社会参加を通じた介護予防や生きがいの創造につながっているのである。一例だが、数年前にご家族を亡くされ一時期気落ちされていた方がメンバーとなり、いまでは歓声と笑顔溢れる教室を開催していただいている。「これがわたしにとって『生きている』って感じ」と感想を述べられている。地域で自分らしく輝く場を見つけるといふことの素晴らしさを教えていただいた思いである。
- ・一方、新たな拠点づくりの 1 年目の成果は、目標の約半数。だが、自主的な開催に移行した拠点も 1 箇所あり、初年度なりの成果ではなかったかと捉えている。2 年目は積極的に地域に入り、参加者に体力チェックを実施して地域のやる気度を引き上げる工夫を取り入れていく。

(2)訪問型サービスAの事業者指定と担い手養成研修の実施で住民参加を推進

訪問型サービスAが総合事業導入と同時に立ち上がったことから、生活援助の担い手を確保していくことが急務となった。担い手となる要件である市の研修について、従来からの介護支援サポーター養成講座をベースとし2日間のプログラムを策定して、年間5回開催を計画して実施している。

【発生した課題と対応策】

- ・第2回目までの研修では、訪問型サービスA事業者には雇用される予定の者を対象として参加者を募集したが、そうした対象者がほぼいなくなった第3回目以降をどう企画するか再検討した結果、訪問型サービスA事業所での従事者だけではなく、有償ボランティア、ボランティアなど、高齢者の支え手として活躍したいという意欲のある人を広く対象として募集することとした。
- ・2日間研修としたことで、知識や技能は十分習得できるのか、という議論があった。これについては、市としては、高齢者を中心とした積極的な社会参加を促進する必要があるほか、研修期間を長期に取った場合、ハードルが高くなり受講者が少なくなってしまうのではないかと考えた。さらには、介護支援サポーター養成講座が1日のみの研修ということ等を勘案し、現時点で、多くの担い手を養成していくことを優先した。なお、訪問型サービスA事業者には、雇用した研修修了者について、現場実習の機会を設けるなど担い手としての育成の機会を持つよう協力を求めて対応していくこととした。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・市内にある福祉系の専門学校にマナーやコミュニケーション技能に係る講師役を依頼し、研修プログラムの内容について助言を得つつ策定した。
- ・買い物、掃除といってもサービス利用者に対してどのように接しながら支援していくのかを、実際にサービス提供しているNPO法人（みなし指定事業者）に講師役を依頼した。
- ・第1回目の講義で「総合事業の内容と意義について」説明を行ったところ、受講者の反応から「そもそも介護保険制度の概要がよくわからない」ということが判り、第2回目からは介護保険制度の理解から講義に入っていくよう内容を工夫した。
- ・第3回目から研修プログラム終了後にガイダンスの時間を設け、修了者自身の希望や適性にあった活動先が選択できるよう訪問型サービスAや有償ボランティア等で活動する方法を説明するようにした。特に、訪問型サービスAは、事業者が直接PRする時間を設け修了者の選択に資するよう工夫している。

【取り組みの成果】

- ・第4回目終了時点で、資格を有さない研修修了者は40名となり、これまでに約7割の者がいずれかの訪問型サービスA指定事業者には雇用され、既に担い手となり、又は出番に向けて現場研修を重ねている状況である。第6期中に、100名の担い手を養成することとしており、1年目としては目標を上回るペースとなっている。

(3)生活支援コーディネーターの委嘱と協議体の立ち上げに向けた準備作業

平成27年4月1日付けで第1層（全市域）生活支援コーディネーターを1名委嘱した。協議体の立ち上げに向けて、協議体参加予定団体に呼びかけて勉強会を開催した。今後第2層（4つの地域包括支援センターの圏域）協議体の立ち上げに向けたワークショップの開催に向けて準備を進めていく。

【発生した課題と対応策】

- ・協議体については、第1層協議体の立ち上げ→第2層協議体の立ち上げと計画していたが、当初11月を目途に進めていた第1層の立ち上げの最終段階で庁内調整の結果、第2層から立ち上げるということに方針転換となった。また、地域包括支援センターが構築している既存のネットワークを活かして立ち上げに向けて準備していくこととなった。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・第1層の立ち上げには未だ至っていないが、第1層協議体の参加予定団体を対象として、2回にわたり勉強会を実施した。第1回目は「流山市の高齢者を巡る現状と介護保険制度の理解」、第2回目は「総合事業の意義と協議体・生活支援コーディネーターの役割と連携のあり方」をテーマとしたが、終了後は、参加者の一部から「是非、協議体をやってほしい」という声掛けがあるなど、勉強会を開催した意味があったものと捉えている。

【取り組みの成果】

- ・協議体については未だ成果が出ていないが、地域包括支援センターのネットワークを活かし、広く地域の団体や組織に参加を呼び掛け、ワークショップを開催していく。これを複数回設ける中で、第2層協議体のメンバーや当面の活動の方向性を見出していく。

6 取り組みのポイント

1

○積極的に地域に出て既存の資源の中から活用できるものはないかを見つけることが大切

流山市では既存の『高齢者ふれあいの家』の凄さを再発見し、そこから高齢者の身近な場所に「介護予防の拠点をつくろう」という考えに至った。総合事業は、新しいものを創造することよりも既存の資源の仕様を多少変更して活用していくことで出来ることが沢山あるはずだ。

まずは、積極的に地域に出向いて、いろいろな場所でNPOや自治会、事業者など地域の様々な人たちと語り合うことが必要だ。流山市では‘ほぼ丸腰状態で’そうしたところから入っていったのであるが、参加意欲を持つ事業主体を早期に見つけられるなど、結果として、良かったのかなあと思えることが多々あったのである。

○総合事業をスタートさせるために何をするかではなく、総合事業を活用してまちづくりを進めるという視点が最も重要

流山市では、準備作業の途中で「総合事業のために何をするか」という視点から「総合事業を活用して将来に向けたまちづくりをする」という発想に転換したところが最も重要なポイントになった。

これから総合事業を導入する市町村は、最初からこうした視点を持っていただくことが必要であり、このことにより総合事業に対して抱いていたハードルが低くなるはずである。

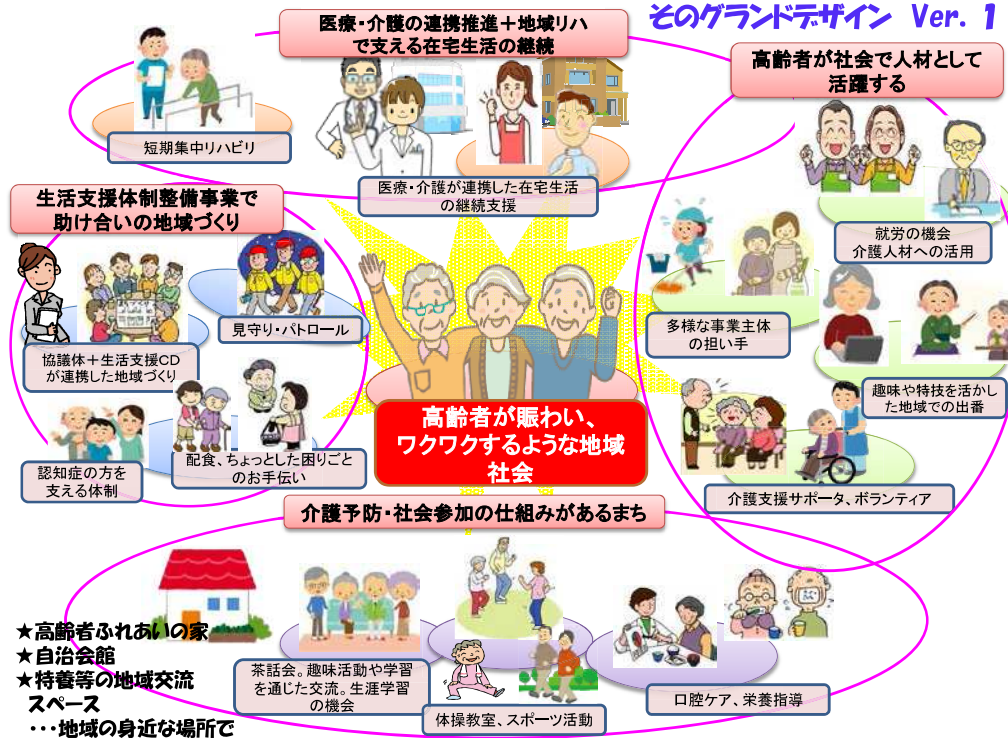
まず総合事業で改編された一般介護予防事業の諸事業を活用して、既存の資源に当てはめて介護予防のまちづくりを推進することから検討してみるとよい。この検討には、協議体、生活支援コーディネーターを巻き込んで議論（ワークショップ形式でよい）を重ねることで様々なヒントが見つかっていくはずである。

2

総合事業の実施で目指す流山市のグランドデザイン(Ver.1)

新総合事業+生活支援体制整備事業が中心となって築くわがまち。

そのグランドデザイン Ver. 1



【実現に向けて】

◎高齢者の意欲を引き出し、高齢者が社会参加しやすいシステムを構築することが必要

多様なサービス主体の担い手、住民主体の介護予防など高齢者の出番となる仕組みを多彩に整備し、地域の高齢者自身が主役であることを自覚させ参加意欲を高める働きかけを継続していく。